

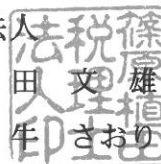
監査レポート

令和3年5月27日

社会福祉法人 信愛会 御中

篠原・植田税理士法人

公認会計士 植田文雄
税理士 唐生さおり
担当



2020年度決算書の監査の結果に関して下記のとおりご報告申し上げます。

1. 監査対象期間：

2020年度

2. 監査範囲及び対象資料

監査範囲：社会福祉事業区分に属するすべての拠点区分並びにサービス区分

対象書類：計算書類及び附属明細書、財産目録 計算書類に対する注記 固定資産台帳

3. 決算監査手続きについて

預貯金残高

金融機関発行の残高証明書と各サービス区分の帳簿残高の照合を行いました。

事業未収金

検証の結果、回収が長期化している債権あるいは徴収不能となる可能性の高い懸念を有する債権は発見されませんでした。

有形固定資産の増減及び固定資産台帳との整合チェック

固定資産台帳の期末帳簿価額と各勘定科目残高が一致していることを確認しました。
国庫補助金等特別積立金が台帳の期末残高と一致していることを確認しました。
固定資産の増加はありませんでした。

その他の固定資産の増減及び証憑書類との整合チェック

その他の固定資産についてはその増減の有無及び内容の確認を行いました。

設備資金借入金

拠点区分に帰属する借入金残高、及び拠点区分間での償還等に伴う資金移動の状況とその経理処理の適正性について検証を行いました。当年度は借入金の償還支出は発生しておりません。

その他の流動負債

事業未払金、職員預り金については、その残高の内容を確認しました。

決算日の翌日から1年内に期日が到来する債務について、固定負債科目から流動負債科目に振替を行うものがないことを確認しました。

貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書等の整合性確認

計算書類の整合性を確認しました。また、財産目録、附属明細表についても同様に確認しました。

4. 報告事項

敬光園拠点区分における当期末支払資金残高が昨年に引き続きマイナス残高となっております。拠点での資金繰りに注意が必要となります。

職員に支給する賞与のうち、当期の負担に属する金額を見積り当期の費用として繰り入れるとともに、貸借対照表の負債の部に賞与引当金として計上することが必要です。(社会福祉法人会計基準省令第5条第2項及び経理規程)

* 尚、賞与引当金につきましては、夏季賞与の算定期間を給与・賞与規定等で確認いただき、前年度に含まれる期間が短く重要性の低い場合もあると思いますのでご検討よろしく願いいたします。

以上